

様式第1号（第2条関係）

<h2 style="margin: 0;">屋外広告物許可申請書</h2>			
津和野町長 下森 博之 様			年 月 日
住所 申請者 氏名 印 （電話 ）			
広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
① 広告物等の種類			
② 個 数(数 量)	個(枚)	③ 表示面積	㎡
④ 表示（設置）場所			
⑤ 管 理 者	（住所） （氏名） （電話）		
⑥ 工 事 施 工 者	（住所） （屋外広告業登録番号） （氏名） 島根県屋外広告業登録第 号		
⑦ 工事施工予定期日	許可の日から 日以内に竣工 （更新の場合は省略）		
⑧ 表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類	1 形状、寸法、材料、実測構造図、意匠、色彩、表示の方法その他広告物又は掲出物件の概要を示すもの 2 位置図、付近見取図及び実測平面図 3 表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類 4 はり紙又ははり札の申請に際しては、記入内容を省略しその見本を添付すること。		
備 考	1 野立広告物にあつては、鉄道、道路及び付近の広告物又は掲出物件との距離及び間隔を図示すること。 2 ⑤に記載した場合は、屋外広告物管理者設置届の提出は不要 3 申請書は、2部提出のこと。		

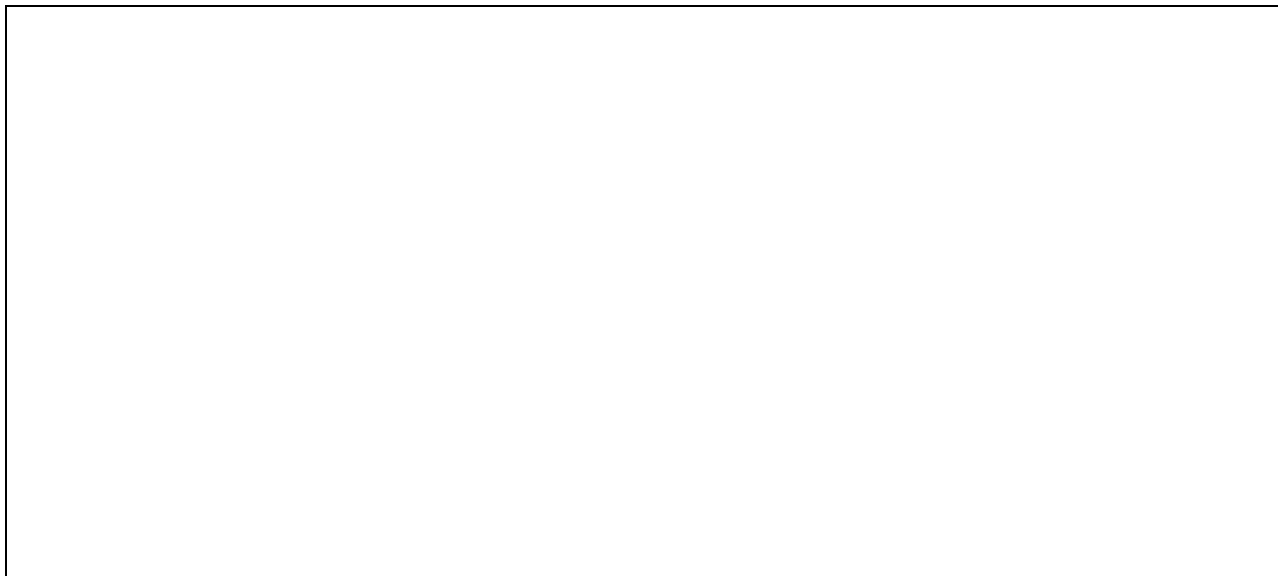
この申請を（別記条件を付して）許可する。

許		年	月	日
	指令	第	号	
可		自	年	月
	至	年	月	日

津和野町長

印

1. 許可条件



2. 設置に当たっての注意事項

- ① 立看板は民家の壁面等に取り付け、道路敷（歩道、側溝、法敷を含む）内に突出させないこと。
- ② 道路における広告物の表示については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）による規制（建設省道路局長通達「指定区間内における路上広告物等の占用許可基準について」）が行われています。たとえば、交差点及びまがり角から 10m 以内及び交通標識の設置されている附近やその他交通の支障となる場所には設置できません。
- ③ 風圧等により倒壊、破損しないよう堅固に設置すること。
- ④ 広告物等が、著しく汚染し、退色し若しくは塗料がはく離したとき、著しく破損し、若しくは老朽化したとき又は倒壊若しくは落下のおそれがあるときには、速やかに補修すること。
- ⑤ 許可条件が満了した時、若しくは許可が取消されたとき、又は広告物等の表示若しくは、設置が必要でなくなったときは、遅滞なく当該広告物等を除却すること。
- ⑥ 電柱類及び街路樹、照明灯、街灯柱、橋梁等の公共施設には添架しないこと。